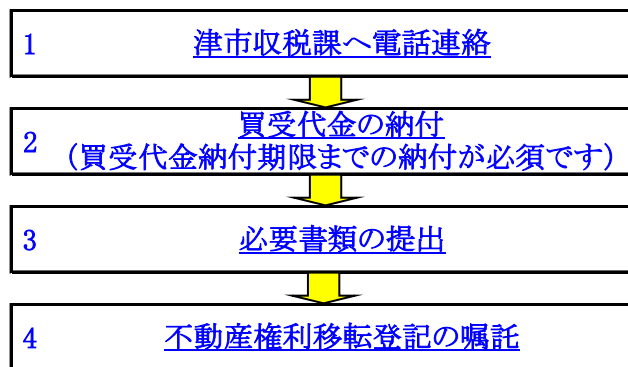


落札後の手続き(不動産)

落札後の手続きの流れ



1 津市収税課への連絡

- (1) 開札後、津市が落札者(最高価申込者)または次順位買受申込者となった方に落札した公売財産の売却区分番号、納付方法、津市連絡先などの案内を電子メールにて送信します。
※ この電子メールは入札終了日に送信します。入札したログインIDでログインした公売物件詳細画面に「落札しました」と表示されているにもかかわらず、電子メールが届かない場合には、同じ画面で落札後の連絡先を確認し、ご連絡ください。
- (2) 津市収税課に電話してください。
職員に売却区分番号、納付方法、住所(所在地)、氏名(名称)、日中の連絡先などを連絡してください。買受代金の納付方法など今後の手続きについて、津市職員が説明します。
- (3) 落札者(最高価申込者)または売却決定を受けた次順位買受申込者ご本人以外(代理人)が買受代金の納付や権利移転の請求などを行う場合は本ページの「5 代理人が落札後の手続きを行う場合」を参照いただき、必要書類を津市へ提出してください。

2 買受代金の納付

- (1) 納付していただく金額
ア $\text{買受代金} = \text{落札価額} - \text{公売保証金額}$
公売財産が消費税法上の課税財産の場合のみ落札価額に別途消費税相当額がかかります。
落札した財産が課税財産であるか否かは公売物件詳細画面でご確認ください。
イ 登録免許税相当額
登録免許税の金額および納付方法などは、開札後に津市にいただくお電話の際にご説明します。
- (2) 買受代金納付期限までに買受代金全額の納付を津市が確認できることが必要です。
- (3) 買受代金納付期限は、津市から送信する電子メールまたは公売物件詳細画面でご確認ください。
- (4) 買受代金の納付方法は以下のとおりです。
ア【銀行振込】
※ 津市から送信する電子メールで振込口座をお知らせします。
※ 振込手数料は、落札者(最高価申込者)または次順位買受申込者となった方の負担となります。
※ 類似の口座名にご注意ください。
イ【現金書留の送付】
※ 現金書留の郵送料等は落札者(最高価申込者)または次順位買受申込者となった方の負担となります。 ※ 現金書留の損害要償額は50万円までです。

ウ【現金もしくは銀行振出の小切手を直接持参】

※ 受付は、津市収税課で行います。

※ 受付時間は、平日9時から16時までです。

※ 小切手は、津手形交換所管内の銀行が振り出したもので、かつ振出日から起算して6日を経過していないものに限りです。

- (5) 買受代金納付期限までに津市が買受代金全額の納付が確認できない場合、その財産を買い受けることができなくなり、公売保証金は没収されます。

3 必要書類の提出

- (1) 以下の書類を津市収税課に提出してください。

ア 津市が落札者(最高価申込者)または次順位買受申込者となった方へ送信した電子メールを印刷したもの

イ 住所証明書

・落札者(最高価申込者)が法人の場合は、商業登記簿抄本

・落札者(最高価申込者)が個人の場合は、運転免許証写や住民票など

ウ 所有権移転登記請求書

※「所有権移転登記請求書(不動産)」はHP上の様式をダウンロードし記入してください。

エ 固定資産税評価証明書

オ 権利移転の許可書または届出受理書(公売財産が農地を含む場合)

カ 郵便切手1,800円程度(登記嘱託書の郵送料)

- (2) 必要書類は、書留郵便などによる郵送(郵送料は落札者(最高価申込者)の負担となります。)または直接津市収税課に持参してください。

4 不動産権利移転登記の嘱託

- (1) 津市は、買受代金納付期限までに買受代金の納付を確認した後に、公売参加申し込み時に入力された内容および提出された書類により、権利移転の手続(所有権移転登記などの嘱託)を行います。

- (2) 売却決定(開札日の21日後)後、農地を除き落札者が買受代金を全額納付したときに権利移転します。

- (3) 津市は、買受代金の納付を確認した後に、落札者に対して「売却決定通知書」を交付します。

- (4) 詳細は、開札後にいただく電話などで説明します。

次順位買受申込者の方には、落札者(最高価申込者)の方の買受代金納付期限日後にいただく電話などで説明します。

- (5) 所有権移転の登記手続き完了までは、開札日から6週間程度の期間を要します。

津市は公売財産の不動産登記簿上の権利移転登記のみを行い、引き渡しの義務を負いません。公売財産にかかる買受代金の全額を納付したときに、落札者に危険負担が移転します。

5 代理人が落札後の手続きを行う場合

落札者(最高価申込者)または売却決定を受けた次順位買受申込者ご本人が買受代金の納付や公売財産の引渡しを受けることができない場合、代理人がそれらの手続きを行うことができます。

代理人が手続きを行う場合は、以下の書類を提出してください。

ア 委任状(HP上の様式をダウンロードし記入、押印してください。委任者の実印を押印のこと。)

イ 委任者の印鑑証明書(印鑑証明書発行後3か月以内のものに限りです。)

ウ 津市が落札者(最高価申込者)へ送信した電子メールを印刷したもの

エ 代理人が津市に直接持参する場合は、代理人の免許証など本人確認書面等

※ 免許証などをお持ちでない方は、住民票などの住所地を証する書面をお持ちください。

※ 落札者(最高価申込者)が法人で、その法人の従業員の方が買受代金の納付または権利移転の請求などを行う場合も、その従業員が代理人となり、委任状等が必要となります。